

副本

甲第21号証

次回期日 平成30年9月12日午後1時10分

平成30年(ワ)第19号 損害賠償請求事件

原告 高野邦夫

被告 国

第 1 準 備 書 面

平成30年 7 月 20 日

広島地方裁判所三次支部民事訴訟係 御中

被告指定代理人

山 西 浩 仁 

光 成 崇 

沖 宣 幸 

大 代 明 美 

岡 野 大 祐 

山 下 郁 代 

池 田 真 悟 

(3) 「3.」について

庄原警察署に関するものであり、認否の限りでない。

(4) 「4.」について

原告が広島地方検察庁三次支部を訪れて、同支部職員に対して本件暴行事件に係る告訴状を提出したことは認める。

なお、広島地方検察庁三次支部が原告から告訴状の提出を受けたのは、「平成29年6月12日」が正しい。

(5) 「5.」について

「一体としての」の部分については、意味が不明であるため認否できないが、本件暴行事件につき、庄原区検察庁検察官副検事牛尾昌伸（以下「牛尾検察官」という。）が、原告から本件暴行事件の事情聴取を行わなかったことは認め、その余は、否認ないし争う。

牛尾検察官は、庄原警察署警察官に対し、必要な捜査を指示した上、被疑者を三次区検察庁に呼び出して取調べを行うなど、真相解明に必要な捜査を行っている。

(6) 「6.」について

検察官が、平成29年12月14日付け「処分通知書」と題する書面を、同日、原告宛てに普通郵便で送付したことは認め、その余は、否認ないし争う。

同「処分通知書」は、法律の要件に従った適法かつ適式なものであり、「処分内容の欠如した意味不明の処分通知書擬き」などではない。

(7) 「7」及び「8.」について

争う。

(8) 「9.」について

ア 第1段落（「念の為に記しますが、」から「主張・立証を行う所存です。」までの部分）

事件」として庄原区検察庁に事件送致し、庄原区検察庁は、同日、これを受理した。なお、本件暴行事件に係る事件記録には、原告の告訴状又は司法警察員作成の告訴調書はいずれもなく、庄原区検察庁は、告訴のない事件として、本件暴行事件を受理した。

### 3 原告から告訴状の提出を受けた状況等

平成29年6月12日、原告が広島地方検察庁三次支部を訪れ、対応した同支部職員に対し、同日付けの告訴状（原告を告訴人、被疑者を被告告訴人、罪名を住居侵入及び傷害としたもの）を提出したため、同支部は、同告訴状を広島地方検察庁に回付した。広島地方検察庁検察官において原告の上記告訴状を受理すべきかどうかを審査した結果、原告が告訴した内容は、住居侵入に係る事実が付け加えられたことを除いては、同月9日に庄原警察署から送致を受けた本件暴行事件に係る犯罪事実とほぼ同様の内容であったことから、本件暴行事件の送致を受けていた庄原区検察庁において、同告訴状を受理するのが相当と判断し、同告訴状を庄原区検察庁に回付し、平成29年6月16日付けで庄原区検察庁はこれを受理した（以下、原告が告訴した事件のことを「本件告訴事件」という。）。

### 4 庄原区検察庁における本件暴行事件及び本件告訴事件の捜査状況等

本件暴行事件及び本件告訴事件の担当となった牛尾検察官は、庄原警察署から送致された本件暴行事件の警察事件記録及び原告から提出のあった本件告訴事件に係る告訴状を検討した結果、住居侵入の事実に係る追加の捜査が必要であると判断し、庄原警察署警察官に対し、必要な捜査を指示し、同捜査に係る関係書類の追送を受けた。

その後、牛尾検察官は、上記追加捜査した結果等に基づき、平成29年12月6日、被疑者を三次区検察庁に呼び出して取調べを行ったほか、真相解明に必要な捜査を行った。

なお、牛尾検察官において、告訴人である原告から事情聴取する必要性につ